

国務大臣・内閣特命担当男女共同参画大臣 森 まさこ 様
内閣府男女共同参画局長 佐村 知子 様 (9月25日大臣面会時に手渡し)
内閣総理大臣 安倍晋三様、 総務大臣 新藤義孝様、内閣官房長官 菅義偉様 (9月27日送付)

国際婦人年連絡会 (全国組織女性 36 団体加盟)

世話人 橋本 葉子
實生 律子
山口みつ

男女平等参画社会形成に不可欠な女性の活力をいかすための 諸施策推進の提言

国際婦人年連絡会は国連の提唱する1975年の国際婦人年世界会議に呼応し、以来「平等・開発・平和」の目標に向けて、民間女性組織の団体が、超党派で活動を続けております。

男女共同参画推進本部長である安倍総理は、活力ある社会の実現に女性の進出を強調されました。これには女性が活動しやすいように環境を整備し、男女平等参画社会の実現に向けて実効ある施策を男女共同参画担当大臣が中心となり積極的に推進するよう期待しています。

【日本の男女共同参画の現状と女性が置かれている状況】

2012年10月に公表された世界経済フォーラム(WEF)によるジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は、世界135カ国中101位で、前年の98位からさらに後退し、特に、国会議員の女性議員比率は衆参両院の選挙で女性議員は減少してしまいました。また、管理職、専門職などへの女性の登用においても、経済先進国にふさわしくないのが実態です。

原発事故後の対策は緊急を要する課題ではありますが、目に見えた解決策が明らかになっていません。政府は経済政策、社会保障政策など、次々と提起していますが、雇用されている女性の半数以上、若者の半数近くが非正規で、低所得状況にあり、貧困が拡大している事態に解決策が急がれます。

あらゆる施策の推進のため男女共同参画の視点を政策の基盤として、以下の当面の重要事項について男女平等施策の実現を切望いたします。

【提言】

I

- 憲法に規定された平和・人権を守るために、9条、24条、25条をはじめ、憲法を暮らしに活かし、誰もが個人として尊重される日本社会を構築すること
- 憲法9条を守り、平和を脅かす軍備増強につながらないよう、韓国、中国との領土問題等は、対話を通し、平和と友好の立場で諸外国との連携による解決をはかること
- 自衛隊を「国防軍」とするような呼称の改定をしないこと
- 集団的自衛権の行使は憲法違反であり、それを容認する国家安全保障基本法は制定しないこと
- 憲法で保障された知る権利や報道の自由を脅かし、市民生活を抑圧する特定秘密保護法は制定しないこと
- 憲法は国家権力の乱用を防止するための最高法規であり、第96条の「改正」は立憲主義を覆すものであり、「改正」しないこと
- 安保理決議第1325号の国内行動計画作成にあたっては、市民社会との協議を重視し、日本の平和憲法を犯すことのない相応しい計画を作成すること
- 平和教育をあらゆる年代に対して実施すること

II

- 最高裁判所の判断を尊重し、一票の格差を是正すること
- 進出の遅れている女性の政治参画を強め、多様な民意を反映するよう、衆議院を比例代表制を中心とする選挙制度に改正すること
- ポジティブアクション(積極的改善措置)を導入して、女性の政治参画はもとより、あらゆる分野に女性の参画を広げること
- 女性大臣および女性国会議員を「202030」目標に明記すること

III

- 日本は国際的にも遅れている女性の社会的進出を促進させるため、女子差別撤廃条約をはじめとする国際的取り決めに遵守し、「第3次男女共同参画基本計画」を全面的に実行すること
- 女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること
- 女子差別撤廃条約に基づき、民法の「婚姻最低年齢・再婚禁止期間・夫婦別氏選択・婚外子差別の差別的規定」を早急に改正すること
- 日本政府が女子差別撤廃委員会に対して回答した通り、ポジティブ・アクションの推進を掲げた第3次共同参画基本計画に基づき、「202030」を実現するための具体的方策を着実に進めること

IV

- 未曾有の被害が発生した東日本の原発事故を教訓に、将来を担う子どもたちを守るためにも、原発ゼロを実現すること
- そのために、原発に代わる再生可能なエネルギー源の開発事業を積極的にすすめ、これによって原発ゼロの実現に向けた女性の方針決定への参画を活用すること

V

- 国際人権規約(社会権規約)第13条2項(b)(c)の留保撤回を受け、所得制限は行わず、公立・私立ともすべての高校での授業料無償化を維持、拡充すること。また給付制奨学金制度を新設すること

VI

- 教育の自由権を尊重し、競争と管理の教育をやめ、憲法・児童の権利条約、CEDAW 勧告に基づき、第3次男女共同参画基本計画に規定された、「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性差別)平等」の教育をすすめること

VII

- 社会教育法の原点に立ち戻り、教育の基盤である男女共同参画の学習機会を拡大すること
- 男女共同参画の視点に立つ情報を提供すること。国家機密を増大させず、国民の知る権利を保障するためにメディアに報道規制を行わないこと

VIII

- 税と社会保障の一体改革にあたっては、国の目指す将来像として、安心して子どもを産み、育て、不安のない老後を過ごせるよう、子ども・子育て支援の強化、貧困・格差対策、家族形態や人口の高齢化などにふさわしい施策をすすめること。また生活保護費の削減は行わないこと

IX

- エネルギー政策では再生可能なエネルギーなどへの転換により、新たな雇用を創出し、女性の雇用を促進すること
- 非正規労働者の処遇改善、男女間賃金格差の是正をはかるとともに、ポジティブアクションなどを取り込むことによって女性の経済的自立をすすめ、仕事と家庭の両立支援策の推進をはかること
- 男女雇用機会均等法を実効性のあるものにするため抜本的改正をすること

X

- 国連をはじめ国際社会で厳しく批判されている日本軍「慰安婦」の事実を率直に認めて早急に解決し、人権尊重と平和にたち向かう日本であることを内外に示すこと

XI

- 特命大臣に男女共同参画担当が任命されているが、現在は、少子化・消費者、女性活力、子育て支援、食品安全、男女共同参画と寄せ集めという感がある。これらの領域は、男女共同参画が基盤であるので、大臣職務の冒頭に掲げること

XII

- 男女平等関連の国際諸条約を早期に批准し、これまでに出示された諸勧告を早急に実施すること

以上

連絡先 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館内
Te03-3370-0238 Fax03-5388-4633
メールアドレス iwylg-i@nifty.com